

第10回教育委員会（定例）議事録

1 開 会

令和5年1月19日（木） 14時00分

2 場 所

市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

3 会議に出席した委員

教育長 丹後 政俊
委 員 西田 正志
委 員 垣内 敬造
委 員 山本 恭子
委 員 鈴木 友美

4 会議に出席した職員

学校教育部長 西羅 忠和
こども未来部長 稲山 悟
学校教育次長 岸田 幸雄
こども未来次長兼保育教育課長 西嶋 睦美
教育総務課長 中野 悟
学校教育課長 浅田 智広
学 事 課 長 山本 毅
教育研究所長 大野 圭一
東部学校給食センター所長 石田 哲也
西部学校給食センター所長 齋藤 昭
子育て企画課長 竹見 朋子
社会教育課長 谷掛 昭二
文化財課長 村上 由樹
中央図書館長 小島 理三
総 務 課 長 河南 剛
中央公民館長 大路 和浩
教育総務課係長 田中 真紀子

5 議事日程及び議案

別紙の通り

6 開会宣言 14時00分

7 会 期

（自）令和5年1月19日

（至）令和5年1月19日 1日間

8 会議録署名委員名簿

垣内委員

9 閉 会 16時8分

丹後教育長 全委員 丹後教育長	日程第 1、令和 4 年度第 9 回会議録の報告、承認について意見等はないか。 異議なし。 全員異議なしで、会議録をこのとおり承認する。
丹後教育長	日程第 2、会議録署名委員は 2 番垣内委員とする。
丹後教育長	日程第 3、会期は令和 5 年 1 月 19 日、本日 1 日間とする。
丹後教育長	日程第 4、議案に移る。議案第 22 号、「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」子育て企画課説明を求める。
竹見課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	第 12 条、利用料の納付について、「教育委員会の指定する日までに」というのは、具体的にいつぐらいになるのか。
竹見課長	4 月利用分であれば、児童クラブで末日に 4 月分延長利用実績を計算し、5 月 10 日までに教育委員会事務局に報告をする。その後教育委員会事務局で納付書等を発行し、5 月末までに納付いただくよう利用者に依頼する。
丹後教育長 全委員 丹後教育長	議案第 22 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」採決をする。異議はないか。 異議なし。 全員賛成で、議案第 22 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 23 号、「丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の制定について」子育て企画課説明を求める。
竹見課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	子育て支援のひとつとして補助金を交付することは大変良いことだと思う。議案書 5 頁、第 9 条で「丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付決定書に記載されている保育所等に在籍していることをもって実績報告とみなす」となっているが、このことについて十分園と連携をとり確実な実績把握をしていくよう願う。
竹見課長	園長会を通じてこの制度を周知している。在園中に住所等届出事項に変更があった場合には、保護者から必ず保育教育課に変更届出が提出されるので、保育教育課とも連携をとり適正な補助金遂行に努める。

丹後教育長	議案第 23 号「丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 23 号「丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の制定について」を原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 24 号、「性別欄の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」は、次の議案第 25 号、「性別欄の見直しに伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱の制定について」も関連する議題のため、議案第 24 号と議案第 25 号について一括説明を行い、採決は個別で行う。教育総務説明を求める。
中野課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	参考資料 18 頁「丹波篠山市公文書における性別表記欄の見直しについて(指針)」は、丹波篠山市が策定したものか。
中野課長	そのとおりである。
西田委員	それに基づいて教育委員会関係について見直したものが今回規則等の改正に上がってきたと思うが、指導要録の学籍についてはどのように考えているのか。
浅田課長	指導要録の学籍については変更予定はなく、性別は記載する。指導要録は基本学校側が記入するもので、戸籍上の性別欄は必要と考える。
西田委員	自分自身への問いかけでもあるが、なぜ学籍に男女の記載があるのかをしっかりと考えておく必要があると思う。今回の場合であれば、幼稚園規則等で、「男女の別が業務遂行上、重要な情報として必要なため、性別欄を残す」となっているが、小・中学校でも同様のものがあるのかどうか把握しておく必要があると考える。私自身も研究するが、学校教育課でも研究していただきたい。
丹後教育長	今いただいたご意見について、学籍はもちろんそれ以外についても、業務遂行上、重要な情報として必要なものは残し、それ以外は廃止する。
垣内委員	今回は市公文書における性別表記欄の見直しであるが、公文書以外の性的マイノリティの方々への配慮、例えばトイレや更衣場所などについて教育委員会として進めていく予定なのか。
中野課長	「パートナーシップ宣誓制度導入と性の多様性に対する合理的配慮について(指針)」を市で策定している。市民への対応や公文書性別表記の記載見直し対策が書かれている。またその中のひとつとして、性的マイノリティに配慮した多目的トイレの整備なども項目としてある。予算の関係もありその都度となるがいずれは対応していくことになる。
垣内委員	いずれは対応するという事について承知した。

西田委員	「パートナーシップ宣誓制度導入と性の多様性に対する合理的配慮について（指針）」はいつ策定したのか。
中野委員	令和4年10月1日である。
西田委員	市が策定しているということは、市施設の学校も適用される。学校でいうと男女別トイレは時代遅れと言われている。順次改修しているところであるが、性的マイノリティに配慮したトイレ改修を進めていただきたい。制服やトイレで行きづらさを感じ、学校に行けない生徒もいるので配慮をお願いしたい。
中野課長	指針の策定について関係機関への周知も行っていく。
丹後教育長	性別欄の記載の廃止だけではなく、性的マイノリティに配慮した取組を精一杯していく。
丹後教育長	他に質疑はないか。 質疑がないので採決に入る。
全委員	まず、議案第24号、「性別欄の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」採決をする。異議はないか。
丹後教育長	異議なし。 全員賛成で、議案第24号、「性別欄の見直しに伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」を原案どおり可決する。
丹後教育長	次に、議案第25号、「性別欄の見直しに伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第25号、「性別欄の見直しに伴う関係教育委員会要綱の整備に関する要綱の制定について」を原案どおり可決する。
丹後教育長	日程第5、承認事項に移る。承認第7号「みどり賞被表彰者の決定について」教育総務課説明を求める。
中野課長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	承認第7号「みどり賞被表彰者の決定について」異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、承認第7号の「みどり賞被表彰者の決定について」を承認する。
丹後教育長	日程第6、協議事項に移る。協議第6号「『令和5年度丹波篠山の教育』（案）について」教育総務課説明を求める。
中野課長	《議案書に基づき説明》

西田委員	<p>成果指標に目を通したが、前年度実績を上回るというのは全てが直接コロナに係るものではないと思う。指標の設定については、これで指標になるのかは疑問であるが、「丹波篠山の教育と実績」の点検・評価時にお世話になる外部委員に委ねる。</p>
鈴木委員 中野課長	<p>指標は数値化が基本であるなか、成果の判断が難しいように感じる。 ご意見も踏まえ、評価委員の意見もいただきながら、指標の設定方法について検討していく。</p> <p>なお、前年度実績を上回ることを目標にしている指標については、現時点で令和4年度の実績値が判明しているものは記載している。現時点で実績値が確定していないものについても、点検・評価時には記述したうえで評価いただくこととしている。</p>
西田委員	<p>13 頁、(1)丹波篠山市学力・生活習慣状況調査の実施―②の冒頭で「一人も見捨てない」との記述については、SDGs の理念で示されているように「誰一人取り残さない」との記述にした方がよいと思う。</p> <p>15 頁、(5)兵庫型学習システム等の推進に関し、丹波篠山市の方向性を示す意味からも教育長が言われている「令和の丹波篠山型学校教育の推進」を記述すべきと考える。</p> <p>19 頁、(2)学校における人権教育の充実―④において、「中学校では、市内の全生徒が人権作文に取り組む機会を設定します。」と記述されているが、全中学生に人権作文に取り組ませているのか。公約的な意味合いがある「丹波篠山の教育」で令和4年度も記述されているが、中学生すべてで実施されていないと認識している。そうしたことも踏まえての記述となっているのか。</p> <p>28 頁、(5)「個別の教育支援計画（サポートファイル）」を活用した関係機関との連携強化の成果指標について、何度、記述を読んでも理解できない。文脈としては、「サポートファイルを有効活用することによってキャリア形成に向けた支援に応じる」ということだと推測するがよく分からない。わかりやすい表現を検討されたい。</p> <p>28 頁、(8)医療的ケア児支援事業の充実に関し、報酬等について、規則の整備等は済んでいるのか。また、医療的ケアの指導医に誰を充てようとしているのか。具体的な説明を求める。</p> <p>33 頁、(1)コミュニティ・スクールの推進に関し、学校園との記述はあるが、3 年間で全園に導入していくことの記述がない。市教委としての考え方を記述いただきたい。</p>
浅田課長	<p>28 頁、医療的ケア指導医の委嘱については、教育支援委員会に関わっていた方を中心に依頼し、4 月配置に向け準備をしているところである。指導医は、篠山養護学校に限定するわけではなく、市の指導医として委嘱をする。</p>
西田委員	<p>規則の整備は必要ないのか。</p>

<p>浅田課長 西田委員</p>	<p>医療的ケアガイドラインは策定している。 医療的ケアガイドラインは確認した。報酬の支払い等については、規則が必要ではないのか。</p>
<p>浅田課長 西田委員 西羅部長 岸田次長</p>	<p>それについては、医療的ケア指導医設置要項に記載している。 3月の定例教育委員会の提出するのか。 少しでも早い体制整備に向け、整理のうえ2月中には報告したい。 19頁、人権作文の取組については、今年度は法務局が主催している人権作文コンテストに中学生の全生徒が取り組んだとは言えない状況である。学校によっては、3年生が法務局の作文、2年生は「社会を明るくする運動」の作文、また別の学年は人権推進課の「感謝の気持ちを届けよう」に取り組んだ学校もある。それ以外にも人権に関する作文については、各学校で取り組んでいる。「丹波篠山の教育」での記述は変更していないが、学年ごとの課題設定なども含めて何らかのかたちで中学校に在籍している間に全生徒が法務局の人権作文コンテストには取り組む。他にも「社会を明るくする運動」の作文等、様々な人権課題に関する作文課題に取り組む機会を設定する。背景には、夏休みの作文課題が増えてきたことや人権課題が多様化したこともあり、生徒への負担も考えた対応をとっている。どの中学校においても人権教育に熱心に取り組んでいるが、改めて人権教育の推進、人権作文の取組について学校に指導する。</p>
<p>西田委員</p>	<p>人権作文コンテストについては、令和5年度も本年度と同様の取組となるということか。</p>
<p>岸田次長 西田委員</p>	<p>現時点では、そうである。 個人的には、中学生全員が人権作文に取り組んできたことは、丹波篠山市の誇るべき取組であったと思っている。確かに子どもたちの過重負担も考慮する必要はあるが、削っていいこととそうでないことがあると思う。丹波市では全員が取り組んでいるはずであり、現在の丹波篠山市の取組方針については疑問を感じる。取組方針、もしくは記述を再考いただきたい。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>「令和の丹波篠山型学校教育の推進」については、令和4年度の教育方針には間に合わず書けていない。国が進める「令和の日本型学校教育」については、丹波篠山市は先取りしていると思っている。本市においては、個別最適な学び、協働的な学び、小規模を生かした教育は進んでおり、そのことに自信を持っている。国が進める方向に丹波篠山市は既に取り組んでいるということを、教職員や保護者にわかりやすく説明する言葉として、「令和の丹波篠山型学校教育の推進」を示しているのので、何らかのかたちで記述していく。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>いただいたご意見については、十分に考慮し、反映できる部分は反映する。 協議第6号「『令和5年度丹波篠山の教育』（案）について」は、ここまでする。来月2月16日、2月定例教育委員会において議案として提出する。</p>

丹後教育長	日程第7、報告事項に移る。報告1「寄附採納について」教育総務課報告を求める。
田中係長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告2「後援名義の承認について」教育総務課報告を求める。
田中係長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告3「小中学校児童生徒の問題行動等について」学校教育課報告を求める。
浅田課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告4「令和4年度1月小・中・特別支援学校定例校長会について」学校教育課報告を求める。
浅田課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	資料3頁、「特別支援学級担任の取扱いについて」の説明にあった14%、0%について再度説明を求める。
浅田課長	兵庫県における現状の通常学級における臨時講師の割合が14%である。特別支援学級における臨時講師の割合はほぼ0%に近いということである。
西田委員	特別支援教育について考え、このような対応をしたことは良い。この取扱いを現状に当てはめた場合どういう状況なのか。この取扱いに合致しない職員はいるのか。
浅田課長	令和4年度において合致しない職員はいない。
岸田次長	令和4年度において、特別支援学級担任のなかに再任用教員1名はいるが、臨時講師はいない。通常学級については、臨時講師で学級担任をしている教員は平均すると1校につき1名程度いる。県の方針は、特別支援教育に関する専門性、校内での信頼性の高い教員を配置すること、新規採用教員は概ね10年目までの期間に特別支援学級の教師を複数年経験することとなる状態を目指すとなっている。原則は正規教員を配置するということになるが、各校の実情に応じたり、教員の適正に応じ、県の方針を踏まえて学校が対応できるようにしていくと捉えている。
垣内委員	この件について、校長に通知したということであるが、予算措置もそのようにされているのか。
浅田課長	県費負担教職員なので県で予算措置がなされる。
西田委員	特別支援学級の令和5年度担任を、基幹職員と捉えて配置をするということが根本である。学校の実態として、設置申請をした予定者ではない職員を、

	<p>人事が固まってから急に振り替える実態がだんだん増えてきたと思う。特別支援学級の担任をないがしろにし、人事の狭間にしてきた。そういう実態があるからこそ今回のような取扱いを決める必要があったかと思う。</p>
丹後教育長	<p>ここで暫時休憩する。</p> <p>(休憩 15:31~15:42)</p>
丹後教育長	<p>休憩前に引き続き会議を開く。</p>
丹後教育長	<p>報告 5「令和 4 年度第 2 学期学校給食異物混入状況について」学校給食センター報告を求める。</p>
石田所長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告 6「令和 5 年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園申し込み状況について」保育教育課報告を求める。</p>
西嶋次長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
山本委員	<p>篠山幼稚園、たまみず幼稚園の 4 歳児が減少してきて 2 名や 0 名になっている。少子化が原因なのか、それとも地域に 4 歳児はいるが認定こども園など他施設に入園希望なのか。</p>
西嶋次長	<p>34 頁の入所申し込み数で、ささやまこども園、富山こども園の 4 歳児を見ていただくと、ささやまこども園へ継続・新規で 34 名、富山こども園へ継続・新規で 24 名の 4 歳児が入所を希望されている。全てが篠山地区、城北・畑地区ではないが、幼稚園ではなく保育時間の長い認定こども園を希望される傾向が出ていると思う。</p>
丹後教育長	<p>報告 7「令和 5 年度 児童クラブの入所申し込み状況について」、子育て企画課報告を求める。</p>
竹見課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告 8「丹波篠山市立西紀運動公園の指定管理者の指定について」、社会教育課報告を求める。</p>
谷掛課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
垣内委員	<p>指定期間が 10 年間という長きにわたることについて、決定経緯と 10 年間</p>

<p>谷掛課長</p>	<p>の指定管理料の変化の有無について説明を求める。</p> <p>指定期間を 10 年に変更した理由は、指定管理者の安定的な管理運営という観点から、これまで 5 年間としていた指定管理期間を 10 年に延長した。当施設の管理運営については、これまでから経費の多くを指定管理者の自主事業であるスイミングスクール事業の収益から充当している状況であり、今後も安定した管理運営をしてもらうためには、より長期的な視点での提案が必要であるとの視点から期間を変更した。また期間変更に伴い、応募者からは、市が課題としている学校水泳事業の受け入れについても、一緒に考えたいとする新たな提案もあり、安定した管理運営に加えて、市の課題解決についても期待したいと考えている。</p> <p>また、指定管理料は基本的には 10 年間同額と考えている。しかし、社会情勢により運営に影響を受けて指定管理者から協議を求められた場合は、協定の規定により求めに応じなければならないことになっているので、協議をして対応したいと考えている。</p>
<p>垣内委員</p>	<p>10 年間という長期期間なので、その協定書が履行されているかどうかのモニタリングもし、しっかり連絡をとりながら事業を進めていってほしい。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>報告 9「長澤宏行スポーツ振興官就任に伴う『高校野球 200 年構想』高校生と中学生の交流事業（合同練習会）について」、社会教育課報告を求める。</p>
<p>谷掛課長</p>	<p>《議案書に基づき報告》</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>報告 10「教育長報告」をする。</p> <p>年末から年始にかけて、市長協議や予算査定など政策決定の場が増えている。今田元旦マラソン、はたちのつどい、史跡八上城跡保存活用ワークショップ、新春駅伝大会など、コロナ禍ではあるがいろんな行事を感染対策をとりながら実施していること、とても大事なことだと思っている。</p> <p>議案書 43 頁、1 月校長会では、12 月に神戸市で開催された令和 4 年度全国市町村教育長・教育委員研究協議会に垣内委員とともに参加したのでその報告をした。まず文部科学省からの報告を受け、その後分科会があり、私は不登校支援についての分科会に参加した。協議会の内容について、私が校長に伝えたかったことを 43 頁にまとめた。</p> <p>まず文部科学省から説明のあった初等中等教育施策の動向である。</p> <p>1 つ目は、子どもの数が減っていること、2 つ目は、日本の学校と諸外国の「スクール」の在り方は大きく異なるということ。諸外国は、知育・徳育・体育がそれぞれの役割を学校以外のところも果たしているが、日本は学校が中心となって担ってきている。大変な部分もあるが日本の教育がとても評価されている。これは、「令和の日本型学校教育」、「令和の丹波篠山型学校教育」につながると考えるということを知って欲しかった。</p> <p>3 つ目は、PISA、学習度到達調査であるが、日本の学力は下がったと言わ</p>

丹後教育長	<p>れるが、数学的リテラシーと科学的リテラシーは1位、2位を保っている。ただし、読解力、いわゆる思考力はこれからの課題である。それから、日本は社会経済文化的背景の生徒間の差が最も小さい。経済の格差が学力格差にも影響するという事は世界的にある。日本でも学力格差は言われるが、日本の格差は世界で見るとまだ小さいということも紹介した。次の、日本の学校の授業でのデジタル機器利用時間が短いというのがあるが、これは今後は利用時間は増えると思う。</p> <p>次に、不登校支援についての分科会で8人の教育委員等で交わした意見について紹介した。不登校は大きな問題で、不登校児童生徒は9年連続で全国で増えている。ここ5～6年の増加が高く、更に令和3年度は増え、令和4年度はもっと増えているのではとされている。その要因は、無気力・不安、生活リズムの乱れ、友人関係等というのが重層的に組み合わさっている。ここにコロナの影響が加わっている。では不登校をどうやって防ぐかという対策は、本市にはゆめハウスがあるが、面積が大きい自治体は適応指導教室を増やして通いやすくすることを考えているということであった。</p> <p>あるいは、校内に別教室をつくる。フリースクールの料金を公費負担して子どもの居場所づくりの確保をしていくという自治体もあった。</p> <p>訪問型家庭教育支援というのは、教員だけで対応するのではなく、支援チームをつくり地域での経験者等を含めて支援していくという事例である。これは、朝に不登校児童生徒宅に迎えに行き学校まで連れていくということであった。教員が迎えに行くより地域の方が付き添ってくれることで登校することもあるようである。そして地域の方に交通費を支給している。これは本市にはない制度で参考になった。</p> <p>それから固定担任制を変えるというのも実際している自治体があるようである。小学校の高学年で担任を日ごとに変えて、いろんな視点で児童を見るということのようである。</p> <p>自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとする、これは本市でも取り組むが、すでに取り組まれている自治体もあった。</p> <p>まとめとして、学校というのは学力以外でも人間関係等いろんな学びをするところであるので、できるだけ学校復帰を目指したいが、それよりも大事なのは子どもの命であり心身の安定であるので、居場所があることがまず第一である。そして元気を取り戻したらまた学校へ行くというのを当然考えるが、まず居場所を確保するためにいろんな施策を展開している。いろんな自治体の事例も参考にしながら子どもたちの支援をしていく。</p> <p>以上で、本日の審議は全て終了する。 これをもって、第10回定例教育委員会を終了する。</p>
-------	--